

第5章 税制改正の概要 .....	142
1. 2016年度税制改正について .....	142

## 第5章 税制改正の概要

### 1. 2016年度税制改正について

#### 1. 1. 2016年度税制改正について

平成28年度税制改正大綱に盛り込まれた、主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおりである。

- ◆法人実効税率の引下げ
- ◆新たな機械装置の投資に係る固定資産税の見直し
  - ◆「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備
  - ◆グリーン投資減税の重点化・延長
  - ◆資源開発促進税制の延長等
  - ◆少額減価償却資産の特例措置の延長
  - ◆交際費課税の特例措置の延長
  - ◆事業承継の円滑化のための税制措置の強化等
  - ◆車体課税の抜本的見直し
  - ◆地球温暖化対策のための税（森林吸収源対策関連）

#### 1. 2. 経済産業省関連 2016年度税制改正要望の経緯

2016年度税制改正は、自民党政権の下、自民党税制調査会、公明党税制調査会及び与党税制協議会において議論された。

経済産業省は、経済産業省税制改正要望をとりまとめ、8月31日に財務省及び総務省に提出した。その後、自民党・公明党的税制調査会での議論を経て、平成28年度の税制改正大綱が12月16日に決定された。

#### 1. 3. 2016年度経済産業関連税制改正

平成28年度の主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおり。

##### 1. 法人税改革 一法人実効税率の引下げー

- ◆法人実効税率（標準税率ベースで現行32.11%）を平成28年度に29.97%、平成30年度に29.74%まで引き下げることが決定された。
- ◆財源については、以下のとおり、経済に悪影響の少ないものに絞って対応することとされた。
  - ・減価償却方法の見直し（投資拡大に悪影響の少ない建物附属設備・構築物に限定し、定額法に一本化）

- ・生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止（縮減・廃止期限を明確化し、期限内の設備投資を後押し）
- ・大法人の外形標準課税の拡大（中堅企業への配慮措置を拡充し、今後2年間、現行制度より負担が拡大しないことを確保）
- ・大法人の欠損金繰越控除の見直し（総枠を維持しつつ、縮減を3年刻みに延長し、激変緩和を強化）

##### 2. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の見直し

- ◆赤字企業を含め、地域の中小企業の前向きな設備投資を支援するため、中小企業が新たに取得する機械装置（160万円以上、生産性1%向上）について、固定資産税を3年間半減するという、史上初の固定資産税の投資促進減税が創設された。

##### 3. 未来投資の拡大

- ◆「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備
  - ・企業経営者に「攻めの経営」に向けたインセンティブを付与するため、新たに一定の株式報酬の損金算入を認めるとともに、利益連動給与の範囲が明確化された。

##### ◆グリーン投資減税の重点化・延長

- ・エネルギー・バイオマスの実現に向け、新たに地熱発電や木質バイオマス利用設備を追加するなど対象設備の重点化が行われるとともに、適用期限が2年延長された。

##### ◆資源開発促進税制（海外投資等損失準備金制度及び減耗控除制度）の延長等

- ・エネルギー・鉱物資源の安定供給確保や自主開発促進のため、減耗控除制度の準備金の据置期間の拡充や役員派遣要件の緩和等が行われるとともに、適用期限が延長された（海外投資等損失準備金制度は2年間、減耗控除制度は3年間の延長）。

##### 4. 地域経済再生、中小企業、・小規模事業者の活性化

- ◆少額減価償却資産の特例措置の延長
  - ・マイナンバー等で事務負担増が集中する中小企業を支援するため、適用期限が2年延長された。

##### ◆交際費課税の特例措置の延長

- ・中小法人が交際費を支出した場合、800万円まで全額損金算入することができる措置について、適用期限が2年延長された。

◆事業承継の円滑化のための税制措置の強化等

- ・取引相場のない株式の評価方法について、指標となる上場企業（多くはグローバル経営）と中小企業の違い等を踏まえ、早急に検討することとされた。
- ・個人事業者が保有する事業用資産に係る事業承継時の負担を軽減するための措置の創設等について、引き続き総合的に検討することとされた。

5. 車体課税の抜本的見直し

- ◆自動車取得税の廃止（消費税率10%引き上げ時）
- ◆自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入（同上）
  - ・自動車税と軽自動車税において、現行の自動車取得税に比べて2割程度規模を縮減した環境性能割を導入することとされた。
  - ・具体的には、非課税範囲を自動車取得税よりも拡大するとともに、税率区分として「2020年度燃費基準」に加え、「2015年度燃費基準」を一部用いることで、自動車取得税の廃止とあわせて負担の軽減を図ることとされた。

◆自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長

- ・登録車（自動車税）については、燃費性能の向上に応じて対象を重点化しつつも、「2015年度燃費基準+20%」での軽減を維持し、1年延長された。
- ・軽自動車（軽自動車税）については、現行基準で1年延長された。

6. 地球温暖化対策のための税（森林吸収源対策関連）

- ◆温対税について、使途は拡大せず、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用等の普及に向けて、モデル事業や技術開発、調査に限定して活用することとされた。
- ◆新税については、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる新たな仕組みを検討することとされた。また、その時期については、適切に判断することとされた。